6. 収入基準

（収入が滋賀県営住宅条例に定める基準の範囲内であること）

次の計算による金額が**158,000円以下**であること。（裁量階層の場合は**214,000円**）

｛所得金額－（本人以外の同居親族数×380,000円＋特別控除）｝÷12

別居の扶養親族があれば加算します。

世帯全員の所得の合算額
非課税所得（生活保護、失業保険、遺族年金、福祉年金等）、退職金、一時所得は含みません。

●世帯主又は同居者及び別居扶養親族が次の項目に該当する場合、それぞれの金額

・満70歳以上の控除対象配偶者、同扶養親族…… 10万円
・16歳以上23歳未満の扶養親族 …… 25万円

（障がい者）
・所得税法上の特別障害者に該当する者…… 40万円
・所得税法上の障害者に該当する者…… 27万円

●世帯主又は同居者が次の項目に該当する場合（本人控除）、次の金額

・所得税法上の寡婦、寡夫…… 27万円（※）

（※）法律婚によらないで母または父となった者については、寡婦（寡夫）控除の対象となります。

○所得金額は、今年度の市県民税（非）課税所得証明書に記載されております。
ただし、前年の途中以降に仕事を変わられた方は、現在のお仕事の収入から所得を計算し、収入月額が決定されます。詳しくは13頁をご覧ください。

年間総所得金額の計算方法

※所得者が２名以上いる場合は、所得金額を別々に計算してから合算し、世帯全員の年間総所得金額を算出してください。

A. 給与所得者の場合

年間総収入金額（年間給与・賞与の合計）を元に、年間総所得金額欄にある計算式等を当てはめて、算出してください。（勤務して１年に満たない場合は、１年間の推定年間総収入にて算出します。）

<table>
<tr><th>年間総収入金額</th><th colspan="2">年間総所得金額</th></tr>
<tr><td>～ 650,999円</td><td colspan="2">0円</td></tr>
<tr><td>651,000円 ～ 1,618,999円</td><td colspan="2">「年間総収入金額−650,000円」で求めた金額</td></tr>
<tr><td>1,619,000円 ～ 1,619,999円</td><td colspan="2">969,000円</td></tr>
<tr><td>1,620,000円 ～ 1,621,999円</td><td colspan="2">970,000円</td></tr>
<tr><td>1,622,000円 ～ 1,623,999円</td><td colspan="2">972,000円</td></tr>
<tr><td>1,624,000円 ～ 1,627,999円</td><td colspan="2">974,000円</td></tr>
<tr><td>1,628,000円 ～ 1,799,999円</td><td rowspan="3">年間総収入金額を「４」で割って、千円未満の端数を切り捨ててください。
（算出金額：A）</td><td>「A×2.4」で求めた金額</td></tr>
<tr><td>1,800,000円 ～ 3,599,999円</td><td>「A×2.8−180,000円」で求めた金額</td></tr>
<tr><td>3,600,000円 ～ 6,599,999円</td><td>「A×3.2−540,000円」で求めた金額</td></tr>
</table>

B. 事業所得者の場合

年間総収入金額 − 税法上の必要経費 ＝ 年間総所得金額

C. 公的年金受給者の場合

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金所得額
65歳から	～ 1,200,000円	0円
	1,200,001円 ～ 3,299,999円	(A)−1,200,000円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	(A)×0.75−375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A)×0.85−785,000円
	7,700,000円 ～	(A)×0.95−1,555,000円
65歳まで	～ 700,000円	0円
	700,001円 ～ 1,299,999円	(A) −700,000円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	(A)×0.75−375,000円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A)×0.85−785,000円
	7,700,000円 ～	(A)×0.95−1,555,000円

裁量階層について

高齢者･障害者等の世帯を裁量階層といいます。

下記の①から⑨に該当する世帯の方は、申込資格に定める計算後の月収額が158,000円を超え、214,000円以下の方でも、一般世帯向け入居申し込みができます。

対象世帯	世　帯　要　件
① 高齢者世帯	○申込者が単身で、60歳以上（申込受付最終日において60歳以上）の方。 ○申込者が60歳以上で、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上、または18歳未満である世帯。 （申込受付最終日において60歳以上、申込受付開始日において18歳未満）
② 身体障害者世帯	申込者本人または同居予定者に、身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級から４級までの方がいる世帯。
③ 精神障害者世帯	申込者本人または同居予定者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する１級から２級までの方がいる世帯。
④ 知的障害者世帯	申込者本人または同居予定者に、精神障害者の程度に相当する程度の方がいる世帯。
⑤ 戦傷病者世帯	申込者本人または同居予定者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方（障害程度が特別項症から第６項症、または第１款症）がいる世帯。
⑥ 原子爆弾被爆者世帯	申込者本人または同居予定者に厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者の方がいる世帯。
⑦ 引揚者世帯	申込者本人または同居予定者に、海外からの引揚者（引き揚げた日から５年以内の方）の方がいる世帯。
⑧ ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者本人または同居予定者に、ハンセン病療養所入所者（厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方）の方がいる世帯。
⑨ 子育て世帯	同居者に、15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある方がいる場合。（中学生以下の子どものいる世帯）